

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第20号

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則
瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和62年瀬戸市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合) 第2条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <省略> (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合	(休業補償を行わない場合) 第2条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <省略> (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。